

令和7年6月 門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和7年6月5日（木）午後4時30分～午後5時00分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 議 長 西村 覚
- 4 署名委員
4番：木原 早智子 委員 5番：寺裏 和正 委員
- 5 出席委員（8名）
1番：川田 勉 委員 2番：川田 雅彦 委員 4番：木原 早智子 委員
5番：寺裏 和正 委員 6番：土井 清孝 委員 7番：西川 敬治 委員
8番：西口 猛 委員 9番：西村 覚 委員
- 6 欠席委員（1名）
3番：川中 仲文 委員
- 7 職務のため出席した者
局 長：柏原 佳太
主 任：谷本 大輔
係 員：佃 嘉樹
- 8 議案・報告等
 - （1）議案第6号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表」について
 - （2）議案第7号 農地法第3条の規定による許可
 - （3）報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - （4）報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

議 事 録

会長	ただ今から令和7年第5回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、9名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、4番：木原 早智子 委員、5番：寺裏 和正 委員にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 議案第6号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてです。 それでは事務局説明願います。
事務局	本件は、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を策定・公表するにあたり、委員会の意見を求めるものです。 それでは、議案第6号の議案書添付の「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。 まず、こちらの資料につきましては、修正等のご要望もございませんでしたので、事前にご確認していただいた内容のままとなっておりますので、実績のみご報告させていただきます。 まず、2ページ目のローマ数字Ⅱアラビア数字の1「最適化活動の成果目標」のカッコ1のマル3実績の「今年度の新規集積面積」は「0ha」、「農業委員会の点検結果」は、「国の認定農業者の制度を市のホームページにて掲載しているが、広く周知されておらず、また、要件を満たす方が少なく、新たな認定に繋がらない。」としております。 次に、カッコ2次ページマル3実績のカタカナのア、アルファベットaの「今年度の緑区分の遊休農地解消実績面積」については、昨年の報告面積が「0ha」のため実績もございません。アルファベットbの「黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況」は「黄区分の遊休農地が発生していないため、工程表の策定は行わない。」としております。続いて、マル4その他の表についてはご覧の通りであり、その下の「農業委員会の点検結果」は「日々の最適化活動による現地調査の徹底と農地の適正管理についての指導を実施したことにより遊休農地の発生を抑えることができた。」としております。 次に、カッコ3次ページマル3実績の表は全て「0」で「農

	業委員会の点検結果」は「新規参入希望者に対し、個別相談対応を行っているが、希望する農地条件等の理由により、参入に至っていない。」としております。 次に、アラビア数字の2最適化活動の活動目標のカッコ2マル2実績の「活動強化月間の設定回数」は「1回」で「10月に遊休農地解消の為、農地パトロールによる状況確認を実施し遊休農地の発生を防止した」旨記入しております。 次に次ページカッコ3マル2実績の「新規参入相談会への参加回数」は「0回」です。 最後に、「目標の達成状況の評語」は「目標に対して期待をやや下回る結果となった」で「推進委員等の点検・評価結果」は表のとおりとなっております。 以上でございます。
会長	ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。 ご意見がないので採決にはいります。 議案第6号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 【委員挙手】
会長	全会一致で、議案第6号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」については、議案のとおり許可することと決しました。 次に移ります。 議案第7号「農地法第3条の規定による許可」です。 それでは事務局説明願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。 農地法第3条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利の移動・設定を行う場合に申請するものです。 それでは、議案第7号の議案書をご覧ください。申請は、2件です。 許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の【別添】農地法第3条調査書をご覧ください。 なお、本申請は、2件とも2親等内親族間の同世帯内での所有権移転であり、営農状況は今後も変更なく行われる計画で、

耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。

まず1件目、申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1の1ページから14ページでございます。

申請内容について、添付資料1ページの許可申請書をご覧ください。

1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。

続いて、2ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。

まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

続いて、3ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

続いて、4ページに移りまして、第5号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第6号関係でございますが、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添1】議案第7号「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、農作業に必要な機械としてトラクター、コンバイン、耕うん機、田植機を所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、世帯内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。

また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

続いて2件目、申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1の15ページから23ページでございます。

申請内容について、添付資料15ページの許可申請書をご覧ください。

1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。

続いて、16ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。

まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

続いて、17ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

続いて、18ページに移りまして、第5号関係でございますこれは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第6号関係でございますが、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添2】議案第7号「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、農作業に必要な機械として、田植機、コンバイン、トラクターを所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、世帯内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。

また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

以上のことから、2件とも許可できる案件と考えます。

会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

それでは、採決にはいります。

議案第7号「農地法第3条の規定による許可」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

会長

全会一致で、議案第7号「農地法第3条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。

次に移ります。

報告第7号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。

それでは事務局説明願います。

事務局

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4

	条の規定により報告するものです。 届出内容につきましては、報告第7号の議案書をご覧ください。届出につきましては、3件です。 申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料2でございます。 1件目、届出内容は、1ページのとおり転用の目的は駐車場であります。 現地調査へは、事務局より佃が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。 続いて2件目、届出内容は、12ページのとおり転用の目的は公衆用道路であります。 現地調査へは、事務局より佃が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。 続いて3件目、届出内容は、22ページのとおり転用の目的は農業用自用倉庫であります。 現地調査へは、農業委員会より川田 雅彦 委員が、事務局より河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。 【ご意見、ご質問等なし】 次に移ります。 報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」についてです。 それでは事務局説明願います。
事務局	本件は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。 届出内容につきましては、報告第8号の議案書をご覧ください。届出は9件です。 1件目、申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料3の1ページから9ページでございます。 届出内容は、1ページのとおり所有権の移転であり、転用の

	目的は建売分譲住宅となっております。 当該届出地は、添付資料3の8ページの地図のとおりに位置しております。 現地調査は、農業委員会から西川 敬治 委員、事務局から河坂、佃で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。 続いて2件目ですが報告第8号の2件目から9件目は、所有者が異なるため申請書が分かれておりますが一帯の開発に係る案件ですので併せて説明させていただきます。 申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料3の10ページから83ページでございます。 届出内容は、10ページほかのとおり所有権の移転であり、転用の目的は倉庫となっております。 当該届出地は、添付資料3の16ページの地図のとおりに位置しております。 現地調査は、農業委員会から川田 雅彦 委員、事務局から佃で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。 【ご意見、ご質問等なし】
会長	本回の議題は以上です。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

以上、上記の議事を証するため、この議事録を作成し議事録署名人が署名する。

【 署 名 】

議 長

西村 寛

署名委員

木原 早智子

署名委員

寺 裏 和 正